

PFI080715

<資料1全体についての問題点>

- A. プロセスWGでの「標準契約モデル」「要求水準」についての原案の検討過程が透明性を欠きかつ不明朗な展開。闇チームの議事録開示が必要。
- B. 「税支出」についての事態解明が必要。
- C. 複数の並列的見解・主張の存在を明記しながら条文例は一方的例文のみ提示。見解と同じく並列的に例示すべき。

<資料1において問題となるテーマ>

- 1. 財務モデルの本質と位置付け
- 2. 資本的支出を伴う契約内容の変更
- 3. 変更手続きに伴う付随的経費の範囲と負担（弁護士・専門家等への支払い）
- 4. 下請け（委託業者）との契約関係の開示
- 5. 債務負担行為における契約変更に伴う一定の予備費の計上
- 6. 原価一覧の位置付け
- 7. 紛争解決手続き（経常的協議との関連）
- 8. 統括マネジメント業務（定義と位置付け、並びに報酬の在り方）
- 9. 株主の利益
- 10. 契約変更における判断基準とPFIの性能発注との関係
- 11. 選定事業者の創意工夫の判断基準とインセンティブの在り方
- 12. 管理者等による任意解除と管理者等の債務不履行
- 13. 損害補償の範囲
- 14. 得べかりし利益の補填の正当性
- 15. 法令変更リスク
- 16. 受益者負担型・混合型におけるマーケット・リスクの負担（パフォーマンス型報酬等の検討）
- 17. 民間収益事業のリスク負担
- 18. 施設建設段階、サービス開始時点、サービス開始後等期間毎のリスク変化に対応する対価の変化
- 19. 英国での法令変更についての例示（日本での見解が明示されていない場合の影響）
- 20. 選定事業者の締結する契約類の開示
- 21. 融資契約・DAとの関連規定